平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成20年9月5日加東市財政課

平成19 年6 月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

加東市は以下に示しますように、平成19年度決算に基づく健全化判断基準から、「健全段階」 にあり、各公営企業につきましても、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当ない団 体となっています。

1. 健全化判断比率

平成19 年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回わりました。

(単位:%)

	平成19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	13. 15	20.0
連結実質赤字比率	_	18. 15	40.0
実質公債費比率	19. 4	25.0	35.0
将来負担比率	109. 6	350.0	

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2)連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これら の負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政 運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

・ 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、 財政健全化計画を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速 やかに公表するとともに、県知事へ報告することになります。

・ 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、 地方債の起債ができません

※早期健全化基準·財政再生基準(市町村)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	標準財政規模	標準財政規模	25.0%	350.0%
	に応じて	に応じて		
	11.25%~15.0%	16.25%~20.0%		
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	
		20·21年度は、 40.0% 22年度は 35.0%		

2. 公営企業の資金不足比率

各公営企業における「資金不足比率」については、平成19 年度決算において、資金不足を生じた公営企業はないため該当ありません。

(単位:%)

特別会計の名称	平成19年度決算	経営健全化基準
水道事業		20. 0
病院事業	_	20. 0
下水道事業特別会計	_	20. 0
農業集落排水事業特別会計		20. 0

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。